

匝瑳市公立保育所における風水害等対応ガイドライン

1 目的

大雨や台風などにより避難情報が発令された場合、保育所は園児や職員の生命と安全を守るための早急な判断と対応が必要である。このことから、匝瑳市の公立保育所における風水害等災害時の対応基準について、ガイドラインとして次のとおりまとめる。

2 発令時の対応基準

災害発生または災害発生の恐れがある場合において発令される警戒レベルに応じた基準とする。

(1) 警戒レベル1、2、3 [高齢者等避難] <大雨・洪水警報 等>

ア 休所基準 → **開所**

イ 保育所の対応基準

【開所前（登所前）】

- ・登園時に保護者に対し、今後の警戒レベルの引き上げによっては、お迎えの依頼をお願いする旨を伝える。

【開所中（保育中）】

- ・保育所内（職員間）で、今後の警戒レベル引き上げの際の対応を確認。

(2) 警戒レベル4 [避難指示] <土砂災害警戒情報 等>

ア 休所基準 → **原則休所**

イ 保育所の対応基準

【開所前（登所前）】

- ・休所する場合は、マチコミメール等で保護者に連絡する。
- ・開所する場合は、登園時に保護者に対し、今後の警戒レベルの引き上げによっては、お迎えの依頼をお願いする旨を伝える。

【開所中（保育中）】

- ・保育所内の安全な場所において、保育を継続。
- ・臨時休所する際は、マチコミメール等で保護者へ状況報告及び速やかなお迎えを依頼。

(3) 警戒レベル5 [緊急安全確保] <大雨特別警報 等>

ア 休所基準 → **休 所**

イ 保育所の対応基準

【開所前（登所前）】

- ・マチコミメール等において、保護者に臨時休所する旨を連絡する。

【開所中（保育中）】

- ・マチコミメール等で保護者へ臨時休所の連絡及び速やかなお迎えを依頼。
- ・保護者が迎えに来るまで、保育所内の安全な場所において、保育を継続。

〈留意事項〉

- ① 施設によって立地条件等が異なるため、運営にあたっては、福祉課長が災害の規模、停電等を含む施設の被害状況、施設の周辺状況等を把握した上で、対応を判断する。
- ② 臨時休所とした場合においても、保護者が災害発生の状況において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等であって、かつ、施設での保育の提供が必要な場合は、福祉課長が保育所長に当該児童の家庭状況等を確認した上で、受け入れを判断する。

3 災害時の流れ

(1) 匝瑳市（総務課 消防防災班）が警戒レベル3～5を発令

(2) 福祉課 子育て支援班において警戒レベルを確認し、本ガイドラインでの対応を踏まえ、各保育所の状況を確認の上、休所または開所を判断する。

(3) 判断後、保護者にマチコミメール等で臨時休所する旨を伝える。

(4) マチコミメールの発信は、福祉課 子育て支援班において対応。

4 基準と当日の連絡・確認方法の事前周知

(1) 基準の周知

ア 市は本ガイドラインについて市ホームページに掲載する。

イ 各保育所は、本ガイドラインにおける基準を踏まえ、施設ごとの具体的な対応を決定し、保護者への周知を行う。

(2) 当日対応等の周知

ア 各保育所は、緊急時の避難場所や避難経路、避難後の子どもの引渡方法、当日の連絡方法等をあらかじめ策定し、保護者への周知及び職員間の情報共有を行う。

イ 避難情報・気象情報等の発令の確認

- ・市ホームページ
- ・市公式X（旧 Twitter）
- ・市防災行政無線